回　覧

２０２６冬号

新庄市消費生活センターNews

副業サイトに登録後、「簡単に稼げる情報を教える」と電話があり５０万円のサポートプランを勧められた。消費者金融で金を借りて払うようにと言われ、誘導されるまま、スマホに遠隔操作アプリをインストールした。すると、画面が相手と共有された状態になり、消費者金融３社に借金を申し込んだ。

●副業や投資の勧誘では遠隔操作アプリを悪用して借金に誘導する手口が増えています。
相手から遠隔操作アプリをインストールするよう指示されても安易に従ってはいけません。
●楽して簡単に稼げるようなうまい話はありません。借金をしてまで契約する必要があるのか、一旦時間を置いて冷静に判断しましょう。

【 遠隔操作アプリを悪用して借金に誘導!? 】

好きなブランドの服が定価の半額で売られている通販サイトを見つけた。公式サイトのバーゲンセールだと思い代引き配達で注文した。後日、届いた荷物を開けるとブランドのロゴがついていない偽物が入っていた。通販サイトに「偽物が届いたので返金して欲しい」とメールしたが返信はない。

●商品の価格が極端に安い、日本語の文章がおかしい、販売業者の名称や住所・電話番号の記載がない等、少しでも不審に感じた場合は取引を控えたほうが無難です。
●注文前に、偽サイトの注意情報が出ていないかを公式サイトで必ず確認しましょう。

【 ブランド服を注文したら偽物が届いた!! 】

消費生活出前講座

専門のスタッフが地域に伺い、最近の消費者トラブルの事例や対処の仕方を分かりやすくお伝えします。町内会や老人クラブ、趣味のサークルなど、お気軽にお問合せください。

新庄市消費生活センター

0233-22-2121 または

消費者ホットライン１８８（平日8時30分～17時15分）

新庄市市民課市民相談室（市役所１階）

本文イラスト：消費者庁イラスト集より

裏面もご覧ください

見守り新鮮情報

契約内容は自身でよく確認！ネットの旅行予約

©Kurosaki Gen

事例1 **旅行予約サイト**でホテルを**予約**した。直後、日付を間違えているのに気づき、マイページから**キャンセル**したが、**返金できない**と表示された。確認するとサイトに「返金不可」と表示があった。返金されないのは困る。（60歳代）

事例2 **海外事業者**が運営する**旅行予約サイト**でホテルを**予約**したが、**キャンセル**した。キャンセル料無料の期間なのにクレジット決済され、**代金**が**戻らない**。サイトに問い合わせると、カード引き落とし明細を添付して送るように言われ返信したが、その後**連絡**が**取れない**。返金してほしい。（60歳代）

- 旅行予約サイトでの予約は、そのサイトのキャンセル等の条件や契約内容に従うことになります。消費者自身が十分に確認する必要があります。
- 同じ宿泊施設等でも、プランごとにキャンセルできる期間が決まっていたり、キャンセルはできても返金不可のものがあります。申し込み前にしっかり確認しましょう。

ひとこと助言

- サイトの運営事業者が、日本なのか海外なのかも確認しましょう。海外事業者の場合、コミュニケーションを取るのが難しい場合や日本の法律等を用いた交渉が難しい場合があります。連絡方法や日本語で対応されるか等カスタマー対応窓口についてもよく調べましょう。
- 氏名（英字氏名のつづりや姓名の順など）、旅行日程、メールアドレス等入力情報のミスにも気をつけましょう。最終確認画面のスクリーンショットを撮り、申し込み内容に問題がないことを確認したうえで、申し込みボタンを押しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルは国民生活センター越境消費者センター(https://www.ccj.kokusen.go.jp/)でも相談を受け付けています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第533号（2026年1月22日）発行：独立行政法人国民生活センター